徳島県立博物館研究報告
Bull. Tokushima Pref. Mus.
No. 25 : 65-78, 2015

【資料紹介】

阿波国那賀郡富岡町吹田家文書について
－吹田家本陣関係文書の紹介と翻刻－

松永友和[1]

[Tomokazu Matsunaga[1] : Introduction and transcription of documents inherited in the Fukita house of Tomioka-cho, Naka-gun, Awa-no-kuni, Japan]

キーワード：吹田家，本陣，古文書，徳島藩

はじめに

本稿は，徳島県立博物館（以下「当館」とする）に収蔵されている資料「阿波国那賀郡富岡町吹田家資料」のうち，吹田家の歴史と本陣に関係する古文書について，紹介・翻刻するものである．

現在，吹田家資料には，当館所蔵と吹田家所蔵の 2 つの資料群がある．当館所蔵の吹田家資料は，旧館の徳島県博物館が文化の森に移転する以前の平成元年(1989)に，文化の森建設事務局において購入された資料である．一方，吹田家所蔵資料のうちのいくつかは，平成 23(2011)年度に当館と徳島県立文書館に寄託されている．

当館では，平成 25 年(2013)11 月 6 日から翌年 1 月 13 日までの期間，常設展示内の部門展示室において，部門展示「富岡町本吹田家の歴史」を開催した．ここで紹介する資料は，部門展示を準備するなかで調査研究・翻刻を行ったものであり，成稿にあたり解題を付すとともに，若干の補足説明を加えた．

解　　題

1．富岡町吹田家と本陣の概要

まず，富岡町と吹田家の概要を述べることにする．

富岡町は，戦国時代に牛岐城を拠点に新開氏が同地一帯を治めた地域であり，現在の阿南市富岡町にあたる．天正 13 年(1585)に蜂須賀家が阿波国を支配するようになると，蜂須賀家政の甥・細山帯刀（のち賀島政慶）が牛岐城に配置される．その後，牛岐という地名は富岡と改名される．江戸時代の富岡町は，阿波南方の政治・商業の中心地として栄え，その富岡町に居を構えたのが吹田家である．

吹田家は，屋号を熊野屋といい，慶長年間(1596～1615)に紀伊国熊野浦から富岡町に移り住んだとされている（阿南市史編さん委員会編，1995）．質屋や酒屋業などを営むかたわら，町年寄をつとめるなど，富岡町を代表する町人に成長していく（歴代当主については表 1，吹田家の年表については表 2 参照）．徳島藩とも関わりがあ

表 1．吹田家の歴代当主

	名前	関係	生年	没年	享年
家祖	庄兵衛	—	?	延宝 5 年（1677）	—
初代	茂右衛門（所左衛門）	庄兵衛の子	元和 2 年（1616）	元禄 3 年（1690）	75 歳
2 代	與右衛門（紋三郎）	初代茂右衛門の子	万治 2 年（1659）	享保 11 年（1726）	68 歳
3 代	與右衛門（庄八）	2 代與右衛門の子	元禄元年（1688）	宝暦 13 年（1763）	76 歳
4 代	與右衛門（忠克，号　顧什）	3 代與右衛門の子	享保 5 年（1720）	寛政 10 年（1797）	79 歳
5 代	茂右衛門（為貞，号　南峯）	4 代與右衛門の子	寛延 2 年（1749）	文政 11 年（1828）	80 歳
6 代	茂右衛門（温卿，号　顧什）	5 代茂右衛門の孫	文化元年（1804）	弘化 3 年（1846）	43 歳
7 代	與一郎（為重，号　時習）	6 代茂右衛門の弟	文化 6 年（1809）	明治 18 年（1885）	77 歳
8 代	忠蔵（号　社隣）	7 代與一郎の子	弘化 4 年（1847）	明治 28 年（1895）	49 歳
9 代	儀平	8 代忠蔵の養子	慶応元年（1865）	昭和 9 年（1934）	70 歳

※吹田家過去帳をもとに吹田僚氏が作成した系図，及び阿南市史編さん委員会編（1995）をもとに作成．
名前の（　）は，別名または号．享年は，数え年．

2014 年 12 月 9 日受付，12 月 26 日受理．
[1] 徳島県立博物館，〒770-8070　徳島市八万町文化の森総合公園．Tokushima Prefectural Museum，Bunka-no-Mori Park，Tokushima 770-8070，Japan．

表 2．吹田家及び藩主南方巡見関連年表

年代	出来事
慶長 3 年（1598）	桑野村梅谷寺，駅路寺及び仮本陣となり寺領として十石を与えられる
慶長年間	吹田家，紀伊国（現和歌山県）から富岡町に移り住む
寛永 15 年（1638）	吹田家，質屋を開業する
明暦元年（1655）12 月	藩主光隆，那賀郡今津浦に御泊，鷹狩
延宝 5 年（1677）3 月	藩主綱通，南方巡見，椿泊森甚五兵衛宅に宿泊．馬 2 疋を下賜される
天和 2 年（1682）7 月 21 日	藩主，南方巡見，家老賀島家の御城屋敷に宿泊．帰路椿泊森甚五兵衛方に宿泊
元禄 10 年（1697）2 月	藩主綱矩，太龍寺参詣の折吉井村で宿泊．鶴林寺へ向かう
正徳 5 年（1715）11 月 1 日	修理大夫君，椿泊に鹿狩，森甚五郎兵衛宅に宿泊する
享保 14 年（1729）3 月 4 日	藩主，南方巡見の際，椿泊森甚五郎兵衛方に宿泊し，大網漁を見る
享保 15 年（1730）	この頃，富岡町内の問屋商人は紀伊国屋・河内屋・熊野屋（吹田家）など 87 軒を数える
元文 5 年（1740）8 月 10 日	藩主，阿波南方巡見の途中，賀島家富岡屋敷に宿泊
元文 5 年（1740）8 月 15 日	巡見の帰路，椿泊森甚五郎兵衛方に宿泊．乗馬，料理，御雛子で接待する
宝暦 7 年（1757）4 月 16 日	吹田家，藩から 10 人扶持を遣わされる
宝暦 12 年（1762）9 月 28 日	藩主，海部郡へ鹿狩，椿泊，森甚五郎兵衛宅に宿泊する
安永 3 年（1774）3 月 29 日	吹田與右衛門，御銀主を命じられ，苗字帯刀などを許される
安永 5 年（1776）11 月 15 日	藩主治昭，富岡本陣（河内屋）に宿泊．鷹狩
安永 6 年（1777）6 月 21 日	藩主，森甚五兵衛屋敷に宿泊
安永 8 年（1779）11 月 14 日	吹田家，冥加金を献上し，質屋株を得る
安永 9 年（1780）6 月 21 日	藩主，椿泊森甚五兵衛屋敷へお越し
安永 9 年（1780）8 月 2 日	藩主，椿泊森甚五兵衛屋敷へお越し
天明 3 年（1783）12 月 14 日	富岡町内大火災．386 軒が焼失する
天明 4 年（1784）9 月	富岡大火で河内屋本陣焼失のため，藩主の命で吹田家が本陣を建てる
天明 4 年（1784）10 月 29 日	藩主治昭，南方に鷹狩，吹田家に宿泊
天明 6 年（1786）閏 10 月	藩主治昭，南方に鷹狩，吹田家に御成りになり滞留する
寛政 2 年（1790）9 月 2 日	藩主，海部郡に出る．往復とも森甚五兵衛方に立ち寄り休憩する
寛政 4 年（1792）	藩主，吹田家に御成りになり滞留する
寛政 6 年（1794）11 月	藩主，吹田家に御成りになり滞留する
寛政 8 年（1796）11 月 3 日	藩主，鹿狩鷹狩，大京原村湯浅家を本陣として宿泊する
寛政 10 年（1798）11 月 20 日	藩主，津峰辺鷹狩，吹田家に御成りになり滞留する
寛政 12 年（1800）10 月 23 日	藩主，大京原村鷹狩，吹田家で昼休み
寛政 12 年（1800）11 月	藩主，吹田家で昼休み
享和 2 年（1802）12 月 2 日	藩主，南方筋鷹狩，吹田家で昼休み
享和 3 年（1803）1 月 27 日	藩主，津峰山鷹狩，吹田家に御成りになる
享和 3 年（1803）4 月 20 日	藩主，椿泊にて魚釣，森家に宿泊する
享和 3 年（1803）11 月	藩主の嫡男斉昌，大京原村湯浅家で宿泊，吹田家で昼休み
文化元年（1804）11 月 2 日	藩主，三倉山で鹿狩，吹田家に宿泊
文化 4 年（1807）10 月 7 日	藩主，椿泊巡遊，吹田家で昼休憩
文化 5 年（1808）9 月	藩主，椿泊浦に御成りの際，吹田家で昼休み
文化 5 年（1808）10 月 21 日	藩主，大京原村に鷹狩，本陣湯浅家
文化 6 年（1809）4 月	於恭（11 代藩主治昭の側室），吹田家に滞留する
文化 7 年（1810）9 月 7 日	藩主，南方鷹狩，太龍寺鶴林寺へ参詣する
文化 11 年（1814）10 月 9 日	藩主・規次郎，吹田家に御成りになる
文化 11 年（1814）11 月 11 日	藩主，南方に遊ぶ，本陣湯浅家，吹田家で昼休み
文化 13 年（1816）10 月 19 日	藩主，椿泊で魚釣，森家宿泊する
文政元年（1818）10 月	藩主，吹田家で昼休みの予定だったが，雨天のため延引
文政元年（1818）11 月 8 日	藩主，大京原に鷹狩，吹田家で昼休み，湯浅家に宿泊する
文政元年（1818）12 月 2 日	藩主，大京原に鷹狩，吹田家で昼休み，湯浅家に宿泊する
文政 2 年（1819）2 月 3 日	藩主，吹田家を本陣として泊まる
文政 2 年（1819）2 月 27 日	吹田茂右衛門（5 代当主），左万字紋の裃を拝領する
文政 2 年（1819）4 月 25 日	於備（11 代藩主治昭の側室），薬王寺への参詣の際，吹田家に滞留する
文政 3 年（1820）10 月 14 日	藩主，南方鷹狩，吹田家で昼休み，大京原村湯浅家に泊まる
文政 3 年（1820）11 月 1 日	藩主，南方鷹狩，吹田家で昼休み，大京原村湯浅家に泊まる
文政 3 年（1820）11 月 25 日	藩主，南方鷹狩，吹田家で昼休み，大京原村湯浅家に泊まる
文政 5 年（1822）7 月 25 日	藩主，椿泊へ魚釣，森家に宿泊する
文政 9 年（1826）9 月 24 日	藩主，椿泊へ魚釣，森家に泊まる
天保 5 年（1834）	造酒株の所持は，近藤（下大野），高石屋・吹田（富岡），宮内（才見），桝屋（泊浦），古ふの谷（椿），内歩（下福井），工藤（山口）の 8 戸
天保 14 年（1843）12 月 26 日	吹田与右衛門が，天神原問屋基取・仁宇谷筋物産支配役に任じられる
文久元年（1861）3 月 21 日	藩主斉裕の子茂韶，太龍寺に参詣，その夜山口村工藤優左衛門方に泊まる
明治 3 年（1870）11 月	吹田忠蔵，富岡町の年寄役を申し付けられる
明治 4 年（1871）2 月	吹田家の本陣御用が終了する

※阿南市史編さん委員会編（1995）及び吹田家文書をもとに作成．

り，安永 3 年(1774)に藩から御銀主に命じられ，以後たびたび御用金を課せられたり，献金をしたりしている．御銀主とは，藩に金銀を貸す者に与えられた身分名のことである(高田，2001)．このように吹田家は，藩財政の一部を支えるとともに，天明 4 年(1784)には自宅の敷地内に藩主らが宿泊・休憩するための本陣を建設し，御用をつとめることになる．この本陣御用をつとめたことが，吹田家最大の特徴であるといえる．

次に，吹田家を含む富岡町の本陣について述べることにしたい．江戸時代，富岡町の本陣には，家老賀島家など蜂須賀家家臣がつとめた本陣と，吹田家など町人がつとめた本陣の 2 種類がある．本稿では，家臣がつとめた本陣を公的本陣，町人がつとめた本陣を私的本陣と呼ぶこととしたい．

表 2 によれば，例えば天和 2 年(1682)に，藩主が南方巡見の際，家老賀島家の屋敷に宿泊しているように，江戸時代前期においては主に公的本陣が利用されたことがわかる．しかし，富岡町においては 18 世紀後半から吹田家などの私的本陣に宿泊する場合が多くなり，公的本陣の機能が私的本陣に移っていったと想定することができる．

阿南市史編さん委員会編(1995)によれば，吹田家が本陣をつとめる以前，富岡町には河内屋安左衛門家に本陣が設けられていたことがわかる．しかし，天明 3 年(1783) 12 月の富岡町大火により河内屋宅は焼失してしまう．河内屋にかわり大火の翌年に，本陣の建設が吹田家に命じられたのである．

以後，明治 4 年(1871)に至るまで，吹田家は本陣をつとめることとなる．

2．古文書の翻刻と解説

次に，具体的に紹介する資料について述べることにする．本稿で紹介・翻刻する古文書を表 3 にまとめた．合計 13 点であり，そのうち前半の 8 点は吹田家の歴史，後半の 5 点は本陣に関係する資料である．

なお，当館の資料データベースに登録されている資料名を一部補足，あるいは改めたものがある．そのため表 3 に，資料番号とともにデータベース上の資料名を付した．翻刻は，下記の凡例に従った．

(凡例)

1．原文中の文字については，旧字は新字に，異体字は正字に改めた．ただし，歴史的な用語や地名・人名などは原文通りにした．
2．改行は原文通りにし，必要に応じて読点「，」及び並列点「・」をつけた．
3．変体仮名は平仮名に改めた．ただし，助詞として使用されている「者」(は)「江」(え・へ)「而」(て)はそのまま使用した．

Ⅰ　富岡町吹田家関係文書

【1】〔吹田家棟付帳抜書〕(部分・延宝期のみ)

江戸時代

延宝弐年

町人

一壱家　茂右衛門　五十八

茂右衛門子

壱人　茂左衛門　三十

此者寛文九年より渭津へ参居申候

茂右衛門子

表 3．紹介資料一覧

Ⅰ　富岡町吹田家関係文書

	資料名	年代	点数	作者／差出	宛名	資料番号／データベース上の資料名
1	〔吹田家棟付帳抜書〕	江戸時代	1 通	—	—	H 003099/吹田家類系
2	〔御銀主申付書写〕	9 月 25 日	1 通	太田牧太	熊野屋與右衛門（4 代当主）	H 003058/脇差御免城内御目見被仰付候書状
3	覚（居質屋株冥加金の請取につき）	安永 8 年（1779）11 月 14 日	1 通	喜多九郎右衛門（印）他 3 名		H 003054/覚
4	覚（御用銀の請取につき四通一括）	天明 2 年（1782）3 月 14 日	4 通	田村勇右衛門（印）他 1 名	吹田与右衛門殿（4 代当主）	H 003057/御用銀受取書
5	覚（御書院普請につき銀請取）	天保 2 年（1831）12 月 19 日	1 通	遠藤又左衛門他 2 名	吹田茂右衛門殿（6 代当主）	H 003053/覚
6	造酒株質物証文	弘化 4 年（1847）11 月	1 通	吹田茂右衛門（印）（※抹消）（6 代当主）	大阪屋かねとの	H 003090/造酒株質物證文
7	覚（御用銀の請取につき）	文久 2 年（1862）5 月 16 日	1 通	小濱厚之進（印）	吹田与右衛門殿（7 代当主）	H 003093/御用銀請取證文
8	本改番附帳	明治 6 年（1873）8 月	1 冊	—	—	H 003159/本改番付帳

Ⅱ　本陣関係文書

9	〔山本武左衛門困窮願につき書付〕	文化 13 年（1816）2 月 29 日	1 通	民沢作右衛門他 1 名	梯弥一右衛門殿他 2 名	H 003066/山本武左衛門困窮一件
10	乍恐奉願上覚（山本夫左衛門一件につき）	江戸時代	1 通	吹田与右衛門	—	H 003067/山本夫左衛門困窮一件
11	御本陣御用につき御郡所様より仰せ付けなされ御書附	天明 4 年（1784）10 月	1 通	伏屋岡三郎	富岡町　吹田与右衛門とのへ（4 代当主）	H 003092/御普請御用一件
12	覚（若殿様南方参りにつき）	8 月 16 日	1 通	箕浦久左衛門他 1 名	名東郡北濱浦より那賀郡富岡町辺迄道筋村々　役人御方へ	H 003091/若殿様南方遠参り一件
13	〔本陣御用指免の通達〕	明治 4 年（1871）2 月	1 通	南民政掛	吹田與一郎（7 代当主）	—

壱人　　紋三郎　　拾五
次郎兵衛かしや
一小家　　与次左衛門　五十絶家
同人かしや
一小家　大工五郎兵衛　五十同
此者御給人主水様之大工御扶持人ニ而御役仕居申，
明暦三林大学様御改被為成候節，右之通付上分
五郎兵衛子
壱人　　亀之助　　十六才　絶
同人子
壱人　　辰之助　　八ツ　同
同人かしや人
一小家　　六右衛門　　六十五　同
同
一小家　　利兵衛　　五十　同
利兵衛子
壱人　　三蔵　　十　同
同人子
壱人　　八十四郎　　五　同
町人
一小家　　太郎八　　六十
太郎八子
壱人　新助　　廿五
同人子
壱人　六助　　十五
右ハ延宝帳付分

棟付帳のうち，吹田家に関わる部分を抜き書きし，まとめたものであると考えられる．延宝 2 年(1674)の部分には，初代当主茂右衛門（当時 58 歳）や 2 代当主紋三郎（当時 15 歳）の名が見える．

なお，2 代当主紋三郎は初代当主茂右衛門の次男（あるいは三男）であるとみられ，長男と思しき人物に茂左衛門（当時 30 歳）がいたことがわかる．この茂左衛門については，寛文 9 年（1669）より渭津（徳島）に居るということ以外，詳細は不明である．

【2】〔御銀主申付書写〕

9 月 25 日

(端裏書)
「太田牧太」
同郡富岡町年寄
賀嶋備前給知頭入
町人
熊野屋
與右衛門
右之者儀，此後御銀主ニ
被　仰付，右御用向者
本〆支配ニ被　仰付，
御役相勤間者，苗字
脇指御免被成，於
御城内
御目見被　仰付候，
右之通夫々可被申
渡候，以上
九月廿五日

4 代当主與右衛門は，徳島藩から御銀主を仰せ付けられるが，本資料はその写であるとみられる．これにより與右衛門は，名字を名乗ること，脇差を差すこと，徳島城内で藩主にお目見えすることが許されている．

なお，年不詳だが，吹田家所蔵の関連文書があり，年代は安永 3 年(1774)前後であると考えられる．

【3】覚（居質屋株冥加金の請取につき）

安永 8 年(1779)11 月 14 日

(包紙)
「安永八亥年十一月日
居質屋株御下札冥加銀御請取并御請書控共入」
覚
那賀郡富岡町
一金拾五両　　吹田与右衛門
右者居質屋当座冥加金請取候，以上
喜多九郎右衛門（印）
亥十一月十四日　泰地平蔵
大野五左衛門
湯浅孫兵衛

本資料は,吹田家が質屋株の所持を許される代わりに，徳島藩に献上した冥加金の請取書である．喜多九郎右衛門ら 4 名はいずれも藩士である．江戸時代の質屋は，銀行が存在する現在とは異なり，地域金融を支える側面を有した．

【4】覚（御用銀の請取につき四通一括）

天明 2 年(1782)3 月 14 日

覚
一銀札七貫目也
右者此度被　仰付候御用銀之内へ
請取申所，如件

田村勇右衛門
天明二年寅三月十四日（印）
石川茂一左衛門（印）
吹田与右衛門殿

覚
一銀札三貫目也
右者此度被　仰付候御用銀
之内江請取申所，如件
田村勇右衛門（印）
天明二年寅三月十九日（印）
石川茂一左衛門（印）
吹田与右衛門殿

覚
一銀五貫八拾四匁也
右者此度被　仰付候御用銀
之内へ受取申所，如件
田村勇右衛門（印）
天明二寅年十二月晦日（印）
石川茂一左衛門（印）
吹田与右衛門殿

覚
一銀札壱貫五百目也
右者此度被　仰付候御用銀之内へ
請取申所，如件
田村勇右衛門
卯五月晦日　（印）
石川茂一左衛門（印）
吹田与右衛門殿

吹田家は，徳島藩からたびたび御用金を課せられているが，本資料もそのうちの一つである．4代当主與右衛門が徳島藩に渡した御用銀の請取書で，差出人の田村勇右衛門と石川茂一左衛門はともに徳島藩士である．4通がこよりで一括されており，このときの御用銀の合計は，16貫584匁にのぼる．

江戸時代の貨幣を現在の貨幣価値に換算することは難しいが，銀1匁はおよそ1500円であると指摘されている（作道，2002）．

【5】覚（御書院普請につき銀請取）

天保2年（1831）12月19日

覚
一銀拾枚也
右者此度御書院御普請ニ付，
為冥加指上銀請取所，如件
遠藤又左衛門
天羽瀬左衛門
伊藤善八（印）
天保弐卯年
十二月十九日
吹田茂右衛門殿

6代当主吹田茂右衛門が，徳島城の御書院の普請のため献上した冥加銀10枚（銀1枚は43匁相当）についての受取書である．遠藤又左衛門ら3人はともに徳島藩士である．

【6】造酒株質物証文

弘化4年（1847）11月

（包紙）
「造酒株質物証文壱通　　吹田茂右衛門」
造酒株御下札質物ニ入借用申一札之事
一造酒株御下札 名負美馬郡太田村つね 但シ造酒米高八拾石
右ハ私所持之造酒株御下札，此度其方へ質物ニ入
元金百五拾両，利足壱ヶ月　　相定，当未十一月より
来ル申四月切致借用，金子慥ニ受取申処実正ニ候，
右酒株ニ付拝借他借少シ茂無之，其外諸請人ニ等茂
相立居不申，何之障茂無之ニ付，酒屋裁判人奥書
申請相渡シ申候，然上者右極之切月元利無滞返弁
可申候，若少シニ而茂相滞候ハヽ右質入之御下札無異儀
相渡シ可申候，依而造酒株御下札質入証文如件
吹田茂右衛門（抹消）（印）
弘化四未年十一月
大阪屋
かねとの
右之趣致承知候，以上
富岡町造酒屋才判
神原五郎左衛門（抹消）（印）
未十一月

吹田茂右衛門が，自身が所持していた造酒株を質物にし，大阪屋かねという人物から金150両を借用したときの証文である．茂右衛門は，美馬郡太田村つね名義の造

酒株を所持し，造酒業に関わっていたと思われる．ただし，差出の茂右衛門及び富岡町造酒屋才判神原五郎左衛門の捺印が抹消されていることから，150 両は茂右衛門から大阪屋かねに返済され，証文（本資料）が吹田家に戻され，伝えられたものと考えられる．

なお，吹田家が造酒業に関わっていたことを示す別の資料として，吹田家所蔵「吹田家屋敷図」があり，図中に「酒蔵」が記されている．

【7】覚（御用銀の請取につき）

文久 2 年(1862)5 月 16 日

覚

一銀札五貫目也

内壱貫目　嘉永七寅年十一月上納
同壱貫目　同十一月十五日上納
同五百目　同廿三日上納
同五百目　同十二月十八日上納
同五百目　同廿六日上納
同五百目　同廿九日上納
同壱貫目　文久弐戌年二月廿八日上納

右之通，嘉永七寅年十一月上御屋敷御類焼
ニ付，急事御取為銀令上納，請取候処相違無
之，其時々仮請取書相渡有之処，従願
此度一紙ニ相約相渡候，依而証文如件

小濱厚之進（印）

文久弐戌年五月十六日

吹田与右衛門殿

7 代当主與一郎が，嘉永 7 年(1854)11 月から文久 2 年 2 月 28 日の間に，藩に上納した金銭を書き上げたもの．その合計は 5 貫匁にのぼる．嘉永 4 年に徳島藩江戸藩邸が焼失しており，藩財政は逼迫していたとみられる．

【8】本改番附帳（部分・1 丁表のみ）

明治 6 年(1873)8 月

（表紙）
「癸　明　治　六　年
本　改　番　附　帳
酉　八　月　吉　日」

一番　六十冊
湖月鈔　箱壱ツ入
二番　四十冊
周易　箱壱ツ入
（後筆）
「改三十九冊　内壱冊不足」
三番　九十四冊
武徳編年集成　箱壱ツ入
四番　六十冊
後漢書　箱壱ツ入
五番
李干鱗唐詩選　壱冊
小児必用記　五冊
家内用□(虫損)□　三冊
算法天元録　拾七冊
同　又壱冊入　五冊
老人必用養草　六冊
小笠原弐　七冊
（後筆）　（後筆）
「此冊相見へ不申候」「見出シ候コト」
唐賢七言律詩　四冊
外ニ　三冊

明治 6 年時点における吹田家所持の書籍目録をまとめた横帳で，「周易」や「後漢書」など中国の書物の他に，「武徳編年集成」（家康の伝記）や「湖月抄」（「源氏物語」の注釈書）などを所持していたことがわかる．資料中には，「改三十九冊　内壱冊不足」や「此冊相見へ不申候」，「見出シ候コト」など，明らかに後に記されたメモ書があり，この書籍目録を用いて本の冊数などを確認していたと思われる．

II　本陣関係文書

【9】〔山本武左衛門困窮願につき書付〕

文化 13 年(1816)2 月 29 日

山本武左衛門困窮願ニ付，左之通
以手紙申達候，左書之通御仕置
付紙ヲ以被相渡候ニ付，書写相達候
条，右様御心得可被成候，

民沢作右衛門
福岡門兵衛

二月廿九日

梯弥一右衛門殿
楠本官八殿
鵜飼達蔵殿

此富岡町山本武左衛門義，先祖之者手広
山方商売仕，元禄年中より代々
御目見をも被　仰付，享保年中以来
度々御用金差上，御本陣御用明和
三年迄数度自力ニ而相勤，鵠汐干
潟築立塩浜江戸廻船，大坂ニ而懸屋

敷等茂所持之所，天明之頃悉銀主へ
相渡又ハ焼失等仕，最早渡世難送，
御用金之内被返下候様，先達而以来
度々願出，当時居宅酒道具等
貸置候懸り，且女子壱人相控罷在
候得共，養子ニ罷越候者も無之，家
断絶仕より外無之ニ付，御用金
被返下候歟，何れ相続之養子相伺
候様申出，同町御銀主吹田與右衛門よりも
御救之義願出候由ニ而，海部・那賀御
郡代彼是相糺申出候書付共遂
披見候，随而極々行迫り候趣先祖とも
格別御用立候者之義，絶家等相成
候懸りニも候得ハ，先右之内へ左書之通季々
銀札弐百目宛被返下候条，此段御郡
代被申聞可有手配候，猶相残分ハ
上納候得ハ，相調候様可有之旨，本〆
中申達事
一金弐百四拾両
一銀札拾六貫目
右之内へ季々銀札弐百目宛被返下候，
以上
右ハ文化十三子年二月廿九日，御当職
御下知趣本〆之面々より申来ル手紙写
通相違無御座候，然ル処
追々勝手方不如意ニ相
成申上，去ル天明三年当
町火災之節，居宅・土蔵・
借屋等類焼仕，次第ニ
困窮之身と相成，此頃ニ
ニ而者自身飯煩居申候，
至若不幸物入打続，娘
壱人有之候故，養子仕度
候得とも，困窮之身分
養子ニ参者も無之様ニ
零落仕，寔家断絶之
外無他事相見，私先祖
より馴染之事故，重々
痛敷義ニ御座候，乍恐
御慈悲之上，
夫左衛門先祖勤功被
為思召，御上より御救被為
仰附被下候ハヽ，於私も重
畳難有仕合奉存候，右
之段可然様被仰上可被
下候，以上　吹田与右衛門
年号月日
当

富岡町の山本武左衛門が困窮したため，以前，藩に課せられた御用金の返済を求める願書の写であるとみられる．本資料からは，山本武左衛門家は，昔から手広く「山方商売」を行い，元禄期から藩主のお目見えを仰せ付けられたこと，享保期以降たびたび御用金を差し上げたこと，明和3年(1766)まで本陣御用をつとめたこと，大坂に掛屋敷（貸家）等を所持していたこと，しかし文化13年には家の存続が危ぶまれていることなどがわかる．

【10】乍恐奉願上覚（山本夫左衛門一件につき）
江戸時代

乍恐奉願上覚
一当町山本夫左衛門先祖，
御上御手山下裁判被為
仰付，年来勤功多，殊ニ
正徳五年御本陣御用
被為仰附，明和三年迄
自力ヲ以五十二年御宿
相勤申趣，夫左衛門旧記ニ
相見，私先祖より聞伝候

山本家と縁故のある吹田家が，藩から山本家の「御救」を引き出すため，記された願書の写であるとみられる．本資料からは，山本夫(武)左衛門家は，正徳5年(1715)から明和3年まで本陣御用をつとめたこと，天明3年(1783)の富岡町大火により，居宅や土蔵，貸家などを焼失し，しだいに困窮状態におちいったことなどがわかる．

これまで，先述したとおり，吹田家が本陣をつとめる以前，河内屋安左衛門家が本陣をつとめたことが知られていたが，資料【9】【10】により，河内屋とは別に，山本武左衛門家が本陣をつとめていたことがわかる．

【11】御本陣御用につき御郡所様より仰せ付けなされ御書附
天明4年(1784)10月

(包紙)
「御本陣就御用
御郡所様より被為仰附御書附
天明四年辰十月下旬　」
覚
其方儀，此度

御本陣被　仰附候義，去冬当町
焼失ニ付，外ニ相勤者無之処，其方義も
未家普請も不仕候得共，御指支ニ相成
候義故，土地御借上申心を以，
御殿・御次間・御鷹部屋・御湯殿之義ハ，
上より御建継御普請被　仰附，其余
自宅普請仕，　御本陣可相勤旨
申渡候処，右普請之義も自力ニ可仕由
申出，此度出来ニ付被為　入候，随而
唯今迄相勤候者，自力を以用意
仕候品，向後共都而指止，御掃除一通り
之心得ニ仕，勿論　御本陣詰諸御役人
初，一統饗応ヶ間布義一切不仕，茶煙草
指出義も指留候条，諸事右ニ相准シ
失墜ヶ間布品ハ仕間布候，時至り
御指支成り候品ハ，可成程ハ我等より逐了簡候
心得ニ候条，兼而右様相心得取続
相勤，御用支無之段専一ニ候様与，向後
為心得書付を以申渡候，以上

伏屋岡三郎

辰十月

富岡町
吹田与右衛門とのへ

南方郡御奉行の伏屋岡三郎が，吹田与右衛門に差し出した文書．本資料によって，吹田家が本陣をつとめたことがわかる．さらに，本陣には「御殿」「御次間」「御鷹部屋」「御湯殿」などが設けられていたこともわかる．なお，関連資料に吹田家所蔵の寛政4年「吹田家屋敷図」がある．資料の後半では，本陣に来る藩の役人に対し接待をしなくてよいこと，茶やタバコなども差し出す必要はないことなどが記されている．

【12】覚（若殿様南方参りにつき）

8月16日

覚
若殿様，明後十八日朝六ツ半時，御早ク御供
揃ニ而，那賀郡富岡辺へ為
御遠参
御出懸，御馬ニ被為　召挽，船御門より出来島通
弐軒屋町・北浜・南浜・下八万・大谷・西須賀・
大松・江田，右二ヶ所橋場
御歩行被　遊，中田・小松島・金磯新田・多田
宗太郎宅迄
御出被遊，同人宅ニ而ハ
御小休被遊，夫より赤石・立江・豊浦・大林・宮倉・中庄・原・西原・大京原村迄
御出被遊，同所渡場御取渡被遊，柳島・富岡
渡場御取渡被遊，富岡町吹田與右衛門宅ニ而ハ
御昼，御昼後同所より御引返ニ而御道筋
御出懸之通，金磯新田多田宗太郎宅迄
御出被遊，同人宅ニ而ハ
御小休被遊，夫より
御出懸之通御通行
御帰城被遊候条，右様相心得，無礼法外
之者無之様，村々役人共罷出才判可致候，
尤此状急刻付ヲ以先々順達可致候，已上

箕浦久左衛門（印）

八月十六日戌上刻

足助権之進
名東郡北浜浦より那賀郡
富岡町辺迄道筋村々
役人共方へ

（継紙）

北浜浦庄屋
八月十七日寅中刻奉拝上，即刻相達申候，以上　中井喜與左衛門
南浜浦庄屋
同日寅下刻奉拝上，即刻相達申候，已上　武市徳五郎
下八万村庄屋
八月十七日卯ノ上刻奉拝上候，已上　福嶋喜右衛門
大谷村庄屋
同日卯ノ下刻奉拝上候，已上　矢野藤吉
西須賀村庄屋
同日辰ノ中刻奉拝上候，已上　大平惣之丞
大松村与頭庄屋助役
同日辰下刻奉拝上候　高田新太郎
江田村庄屋
同日巳上刻奉拝上候　勝占盛之助
中田村与頭庄屋
同日同刻奉拝上候　田村弥二郎
中郷村与頭庄屋
同日午上刻奉拝上候，已上　鶴羽哲之進
小松島浦庄屋
同日申上刻奉拝上候，已上　町口清兵衛
金磯新田才判人
同日申下刻奉拝上候，已上　順次兵衛
田野村庄屋
同日酉中刻奉拝上候，已上　湯浅佐平治
立江村右同
同日酉下刻奉拝上候，已上　小田平八

大林村兼帯
豊浦浜庄屋
同日戌中刻奉拝上候，已上　渡川橘郎
宮倉村庄屋
同日亥中刻奉拝上候，已上　小原守之助
中庄村庄屋
同日亥下刻奉拝上候，已上　佐坂浜次
原村庄屋助役
同日子中刻奉拝上候，已上　一原保之進
西原村庄屋
同日子下刻奉拝上候，已上　西田芳助
大京原村与頭庄屋
十八日卯刻奉拝上候，已上　湯浅円左衛門
柳島村右同
同日辰上刻奉拝上候，已上　嶋田猪野五郎
横見村庄屋
一八月十八日辰上刻奉拝上候，以上　富尾八郎

藩の若殿（藩主の子）が，供を連れ富岡町辺りまで来るにあたり作成された文書．藩士の箕浦久左衛門らが，若殿が通過する予定の村々の役人に，無礼がないよう申し付けていること，若殿が吹田家で昼休憩をとっていることなどがわかる．継紙以下からは，この文書がそれぞれの村役人に通達されたことがわかる．

【13】〔本陣御用指免の通達〕

明治 4 年(1871)2 月

吹田與一郎
右者儀，御本陣
御用勤中，拾人
御扶持方被下置
候処，今般御本陣
御用指免，勤中
被下候御扶持方
召上候，随而数代
御本陣御用相
勤候義ニ候得者，
一時為手当米
拾俵下賜候事，
但，昨秋御年貢
米之内を以，当八
月迄相渡有之，
御扶持方被下捨
申付候事
辛未
二月　南民政掛

7 代当主吹田與一郎が，南民政掛から本陣御用の停止を通達されたときの文書．御用停止にともない，これまで下されてきた 10 人扶持の手当米を召し上げること，ただし数代にわたり本陣御用をつとめたことから 10 俵の一時手当米を下賜すると告げられていることがわかる．これにより，天明 4 年(1784)以降つとめてきた吹田家の本陣御用は終了した．

おわりに

以上，当館が所蔵する資料「阿波国那賀郡富岡町吹田家資料」のうち，吹田家の歴史と本陣に関係する古文書について紹介した．最後に，本陣に関し新たに判明した事柄と今後の課題について整理しておきたい．

これまで，吹田家が本陣をつとめる以前，河内屋安左衛門家が本陣をつとめたことはすでに指摘されていた．本稿では，河内屋以外に，山本武左衛門家が正徳 5 年(1715)から明和 3 年(1766)まで本陣御用をつとめたことを示した．この点は，管見の限り，市史などに記されていない事柄であると思われる．ただし，山本武左衛門については，徳島藩から御用金を課せられたこと，天明 3 年(1783)の富岡町大火により，居宅や土蔵，貸家などを焼失し困窮状態となったこと，吹田家と昔から縁故があったこと以外，詳細は不明である．

本稿では，富岡町の本陣には公的本陣と私的本陣の 2 種類があり，18 世紀後半から公的本陣の機能が私的本陣に移ったと想定した．しかし，藩主がどのような理由・経緯で私的本陣を使用しはじめたのか明らかではない．さらに，表 2 によれば，大京原村庄屋湯浅家にも本陣の存在を確認することができるが，吹田家以外の本陣の実態についても，今後の課題である．

引用文献

阿南市史編さん委員会編．1995．阿南市史第二巻．1308 p．阿南市，徳島．
作道洋太郎．2002．なにわ大阪の歴史と経済．203 p．ブレーンセンター，大阪．
高田豊輝．2001．阿波近世用語辞典．467 p．自費出版，徳島．

付　記

本稿作成にあたり，吹田僚氏から多々ご協力を賜りました．記して厚く御礼申し上げます．

Ⅰ　富岡町吹田家関係文書

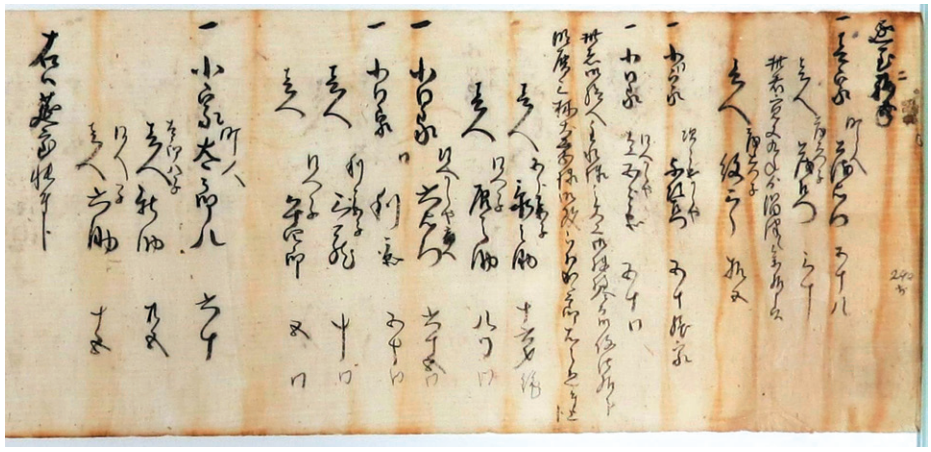

【1】〔吹田家棟付帳抜書〕（部分・延宝期のみ）

【2】〔御銀主申付書写〕

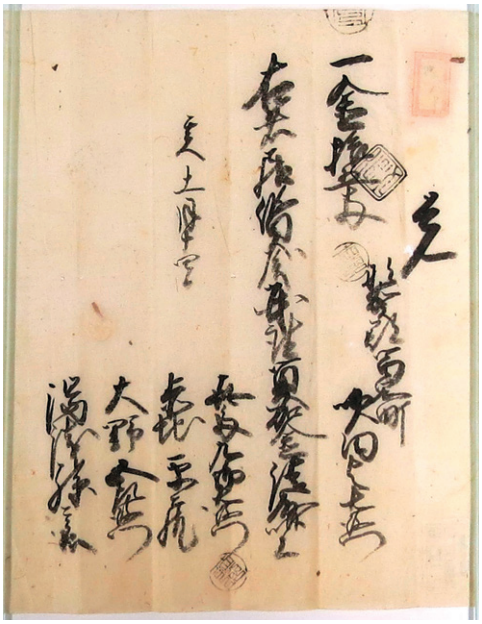

【3】覚（居質屋株冥加金の請取につき）

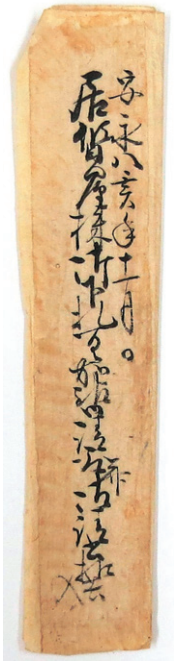

（包紙）

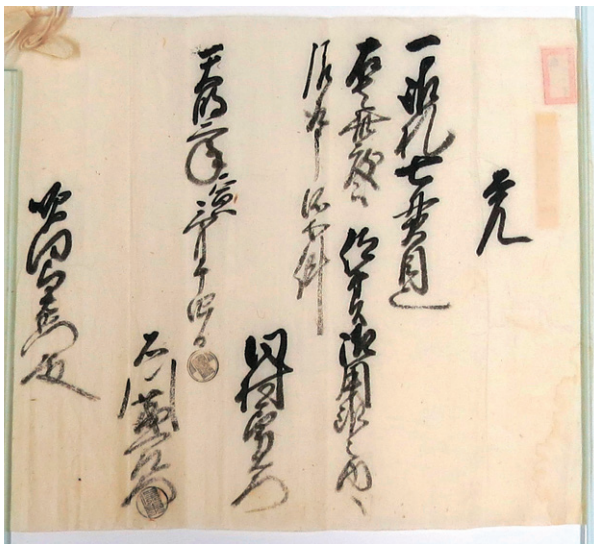
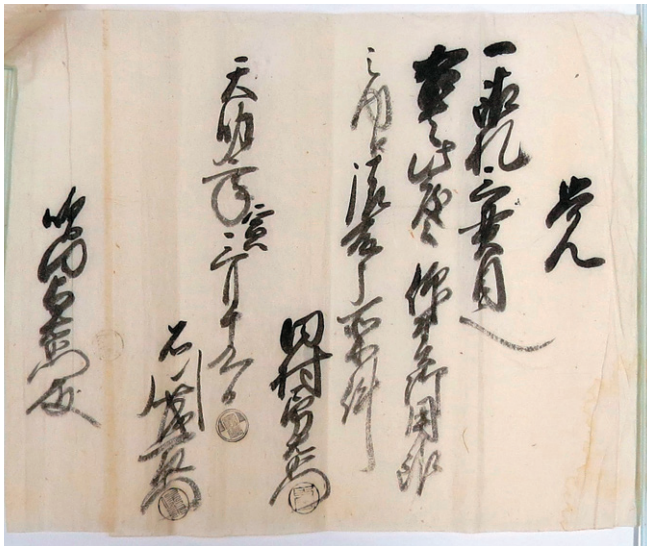
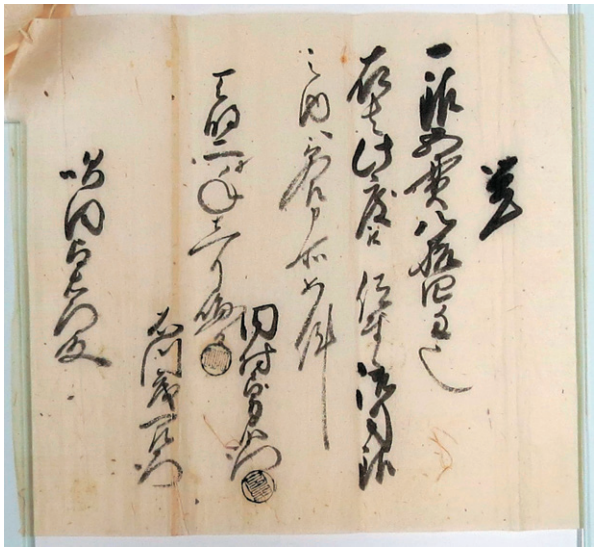
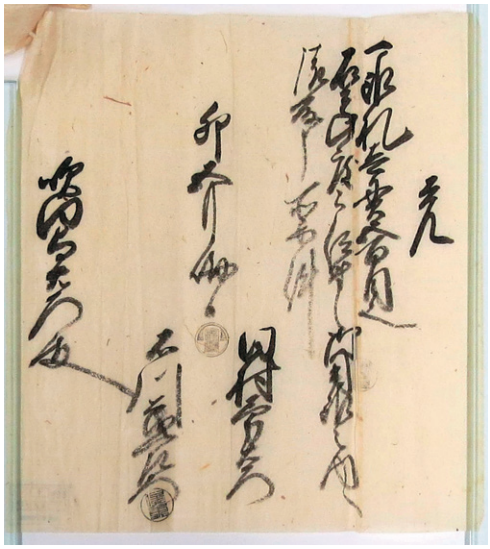

【4】覚（御用銀の請取につき四通一括）

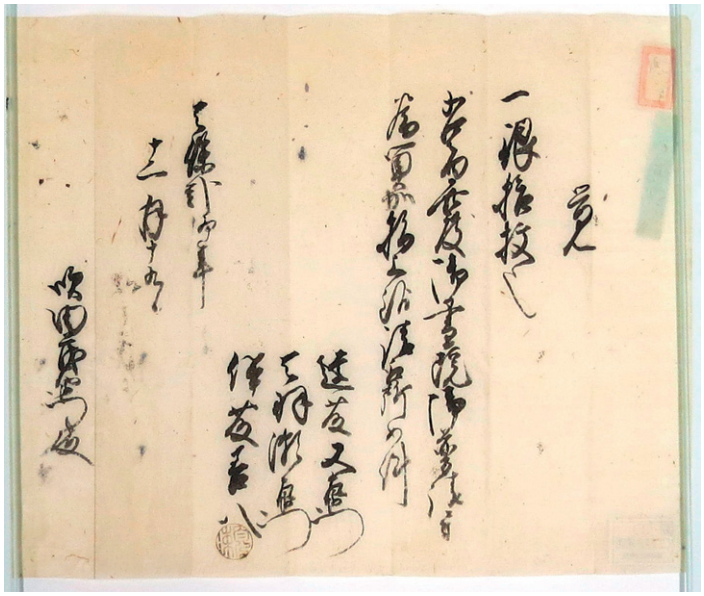

【5】覚（御書院普請につき銀請取）

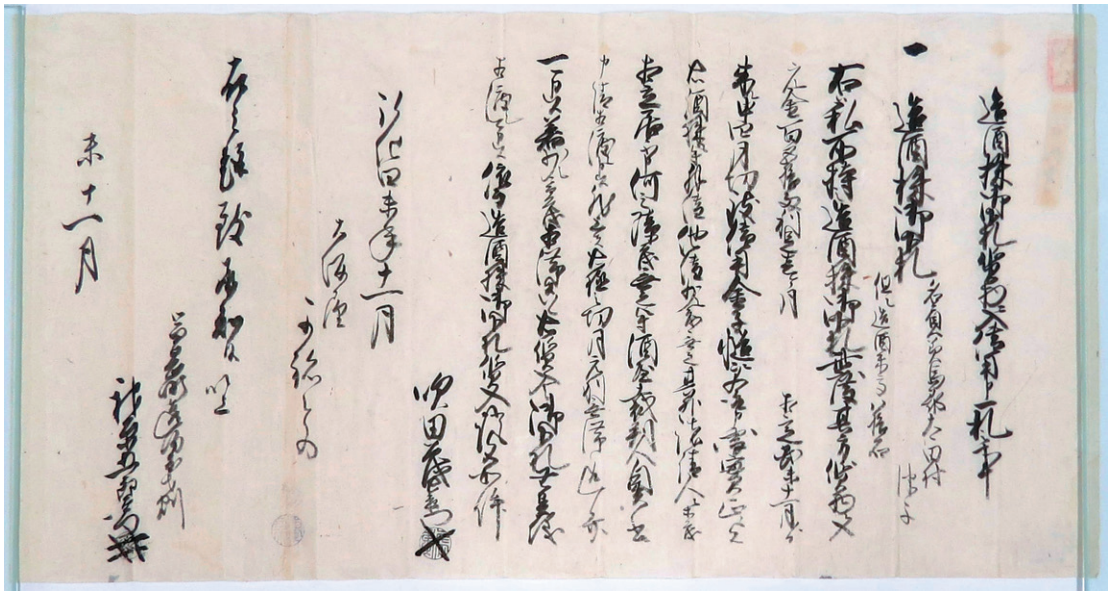

【6】造酒株質物証文

（包紙）

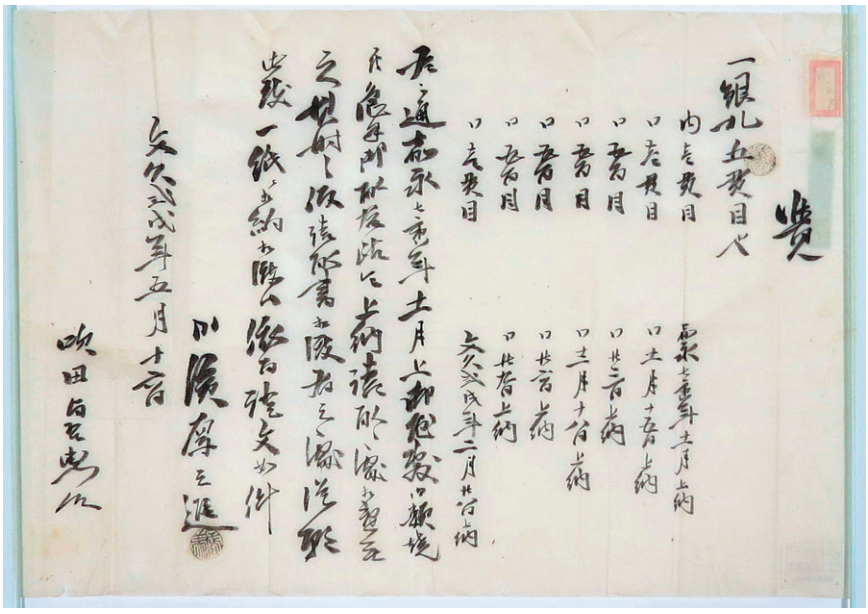

【7】覚（御用銀の請取につき）

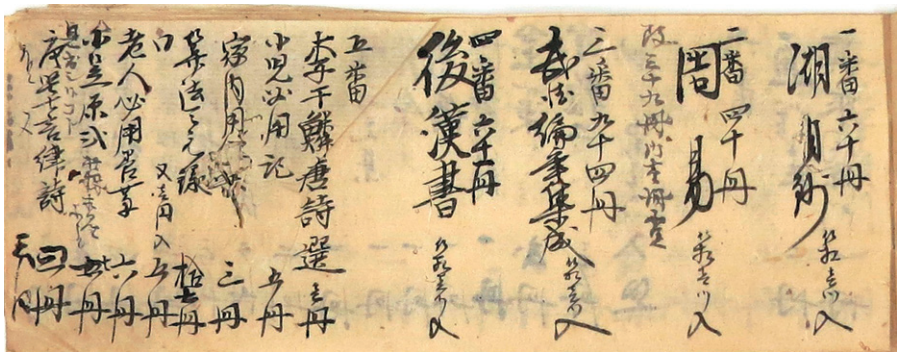

【8】本改番附帳（部分・1 丁表のみ）

（表紙）

II　本陣関係文書

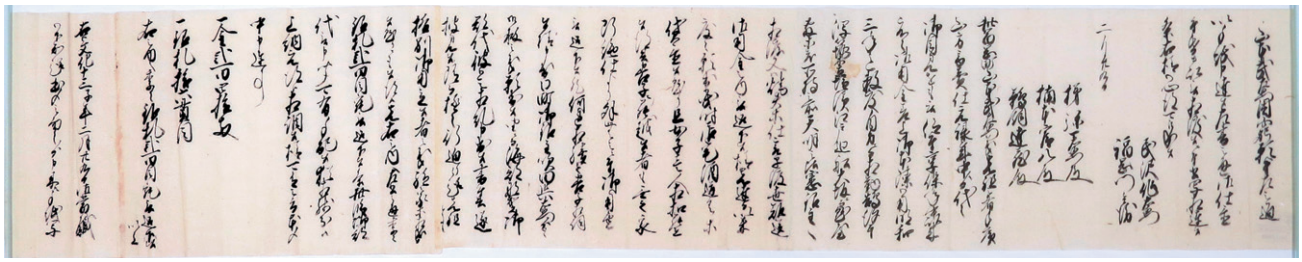

【9】〔山本武左衛門困窮願につき書付〕

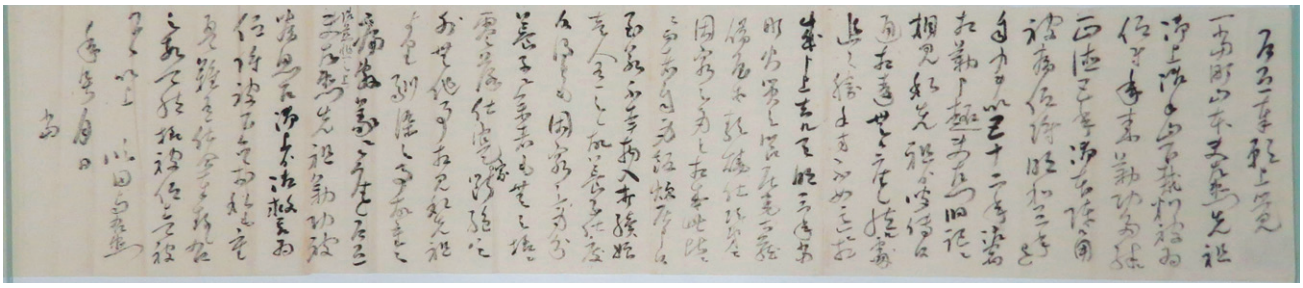

【10】乍恐奉願上覚（山本夫左衛門一件につき）

【11】御本陣御用につき御郡所様より仰せ付けなされ御書附

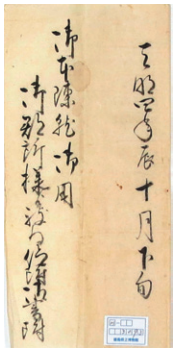

（包紙）

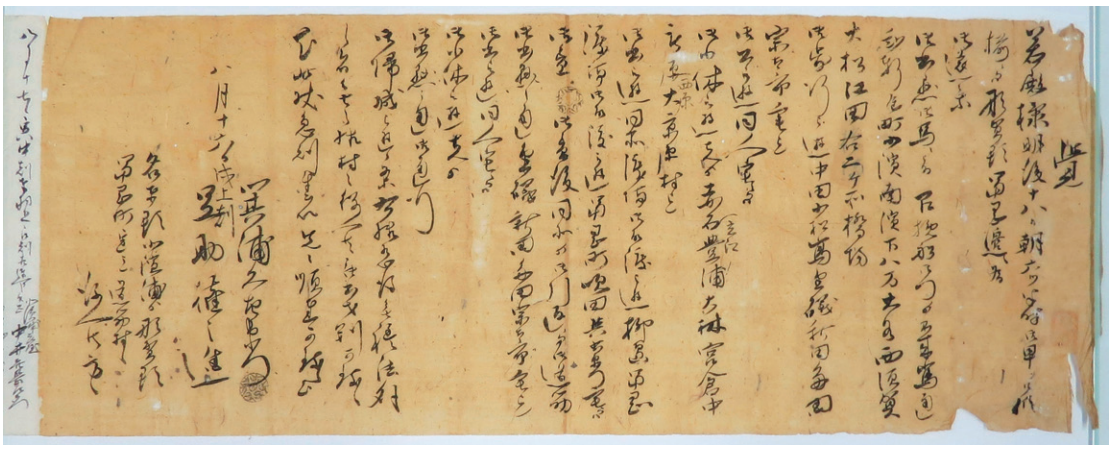

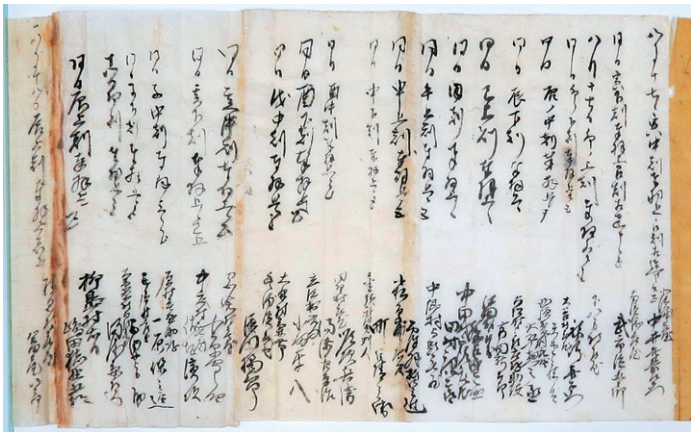

【12】覚（若殿様南方参りにつき）

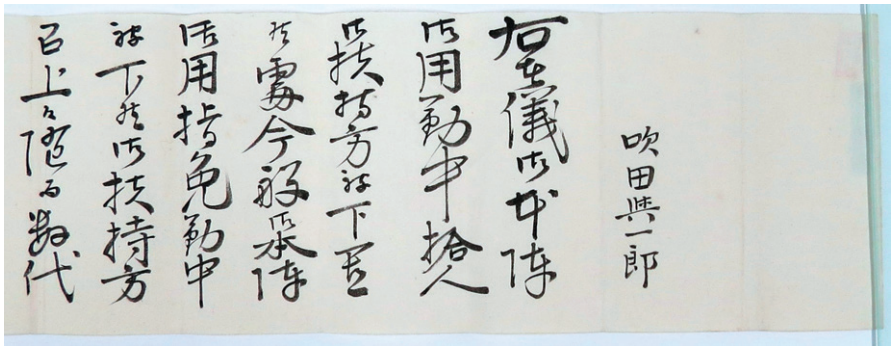

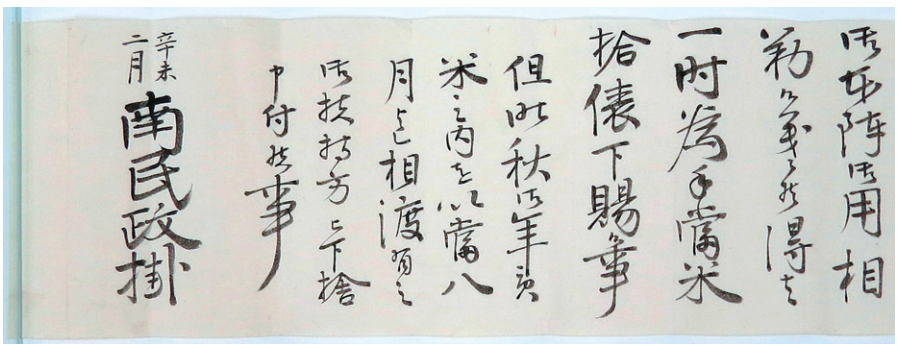

【13】〔本陣御用指免の通達〕